

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 水道建設課

許認可等の内容		給水装置工事の承認
根拠法令等及び条項		栃木市水道事業給水条例第5条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市水道事業給水条例第5条 栃木市水道事業給水条例施行規程第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 7年 4月 1日最終変更
	【 基 準 】 給水装置工事の承認は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受ける。(条例5条) 上記の申込みについては、給水装置工事申込書の提出にて行う。(規程2条) 管理者は、提出された給水装置工事申込書の設計が適切であることを確認し、審査のうえこれを承認する。また、利害関係者が認められた場合には、必要に応じ、その利害関係者の同意書等の提出を求め、給水装置工事を承認する。 栃木市水道事業給水条例 (給水装置工事の申込み) 第5条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 (工事の費用負担) 第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。 栃木市水道事業給水条例施行規程 (工事申込書の提出) 第2条 条例第5条第1項の規定による給水装置工事の申込みは、所定の事項を記載した給水装置工事申込書(給水装置工事申請書様式等の県内統一について(通知)(令和6年4月1日付け水栃支第65号日本水道協会栃木県支部長通知。以下「通知」と	

いう。)別記様式第1号)の提出をもって行う。